

つくば市記者会 御中

発信日：令和3年（2021年）12月16日（木）

発信元：つくば市 市民部 市民窓口課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

住民登録事務の処理誤りについて



海外から転入した方の転入届を処理する際に、誤って別人の住民票コード※を登録していたことが判明しました。

なお、本件による個人情報の流出や不正使用は、確認されていません。

【概要】

平成27年7月に、海外からつくば市へ転入した外国人の住民登録をする際、既に他県で住民登録されている別の方（氏名及び生年月日が同一）の住民票コードを誤って記載してしまっていたところ、令和3年10月に、他県で住民登録していた方が、マイナンバーカードの交付申請を行ったことをきっかけに、本市における住民登録事務の処理誤りが判明しました。

そのため、対象者お二人に対して、謝罪及び事情説明を行い、つくば市に住民登録されている方の住民票コードを訂正しました。

【再発防止策】

海外から転入する外国人の届出を受け付ける際には、転入者の氏名、生年月日、性別等が在留カード等に記載されたものと一致しているか正確に確認するとともに、通訳用タブレットの使用や外国語に堪能な職員が対応することにより、窓口での本人への聞き取りを正確に行うこと等を通じて、届出内容の確認を徹底し、再発防止に努めます。

※住民票コードについて

住民票コードとは、住民基本台帳に記録されている全ての方に無作為に付番された11桁の数字です。市町村や住民基本台帳法で定める国の機関等のみが利用でき、パスポートの申請や年金の請求など、住民基本台帳法で定める行政機関の申請や届出の際に、本人確認のために使われています。